

1. 高速取引行為に関する監督指針改正について

- 株式等の高速取引については、平成 29 年金融商品取引法改正により、高速取引行為を行う者に対し登録制を導入することとなっており、昨年 12 月 27 日に関係する政令・内閣府令を公布し、本年 4 月 1 日に施行されることとなっている。
- 改正法では、我が国の証券市場において、株式等の高速取引の影響力が増大していることを受けて、株式等の高速取引を行う投資家に対する登録制の導入や当局に対する情報提供等に係る措置などを規定している。
- 本政府令では、規制対象となる高速取引行為者の最低資本金額を 1,000 万円、最低純財産額を零としたほか、取引戦略の類型を含む取引戦略の概要を当局に提出することを義務づけるなど、当局が高速取引行為者の取引実態等を把握するうえで必要な内容等を規定している。
- この関連で、高速取引行為者向けの監督指針を新たに作成した。また、証券会社に対しては、適切なシステム管理態勢の整備が確認できない高速取引行為者との取引を禁止したことなどから、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正し、高速取引行為者に係る留意事項を新たに盛り込んだところである。
- 金融庁では、高速取引行為を受託している証券会社及び高速取引行為者を対象として、関東財務局と合同で、制度及び登録手続きに関する説明会を実施することを考えており、また、金融庁ウェブサイトにおいて、登録申請書様式及び添付書類の記載要領を英文で掲載する予定である。
- 高速取引を行う者は、その大多数が海外に所在する者であると承知しており、現時点において、それらの者から取引を受託している貴協会員の皆様におかれては、高速取引行為者に対して、関連する本説明会や金融庁ウェブサイトの内容についての周知も合わせてお願いしたい。

(以上)